



令和元年5月8日

## 住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者向け講習会の開催

### ～道内民泊の安全・安心の確保に向けて～

北海道、札幌市及び北海道開発局では、道内民泊事業者等のさらなるレベルアップ、ひいては住民や利用者の安全・安心の確保を図るため、住宅宿泊事業者や住宅宿泊管理業者を対象とした講習会を下記のとおり開催いたします。

#### 記

- 開催日 令和元年5月21日（火）13:00～16:00（受付開始12:30）
- 開催場所 「かでの2・7」4階大会議室（札幌市中央区北2条西7丁目）
- 対象 道内で営業する住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者
- 申込み 参加希望者は、5月15日（水）までに申込書をFAXしてください。  
（参加費無料。定員200名、先着順。）
- 内容 詳細は別紙を御参照ください。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 建設産業課 課長補佐 角谷 彰規（内線 5892）

事業振興部 建設産業課 住宅宿泊管理業係長 藤司 和久（内線 5894）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



---

## 住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者向け講習会

### ～道内民泊の安全・安心の確保に向けて～

---

民泊は、増加する観光客に対応する宿泊施設の確保だけでなく、地域の暮らしや文化、住民とのふれ合いなど、多様な観光ニーズに応える新たな受け皿としても期待されています。

本年度内では、ラグビーワールドカップ2019、G20 観光大臣会合など、大規模なスポーツ大会や国際会議の開催が予定されており、国内外からの観光客のさらなる増加が予想される場所です。

このようなことから、道内民泊事業者等のさらなるレベルアップ、ひいては住民・利用者の安全・安心の確保を図るため、北海道・札幌市・北海道開発局では、関係機関と連携し、住宅宿泊事業者・住宅宿泊管理業者を対象とした講習会を開催します。

#### ☆日 時☆

令和元年（2019年）5月21日（火曜日）13時～16時（受付は12時30分からです。）

#### ☆対象者☆

道内で営業する住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者の皆様

#### ☆会 場☆

札幌市中央区北2条西7丁目 『かでる2・7 4階 大会議室』

#### ☆申込み期限及び申込先☆

**参加費は無料です。**

令和元年（2019年）5月15日（水）までに、下記の申込書をFAXしてください。

◎住宅宿泊事業者の方は、

北海道経済部観光局民泊グループ FAX：011-232-4120

◎住宅宿泊管理業の方は、

北海道開発局事業振興培設建設産業課 FAX：011-738-0235

申込先着順で定員（200名）になり次第締め切らせて頂きます。

（受付を完了した旨のご連絡はいたしませんのでご了承願います。）

#### ☆主 催☆

北海道・札幌市・北海道開発局

#### ☆後 援☆

北海道運輸局

---

**\*\*お問合せ先\*\*北海道 経済部 観光局 民泊グループ ☎011-206-6596**

## ☆内 容☆

### ◎講 演◎『 お〜い。泊まってけ! 』 前田 将克さん

---

※前田 将克さん※

兵庫県のご出身。1年6ヶ月かけてランニングにて日本一周を完走したときの思いから、仁木町への移住を決断。2017年から仁木町地域おこし協力隊員として、仁木産オーガニックワインや高級ミニトマトを使ったご当地バーガーの開発や、ピクニックのようにマラソンを楽しむイベント“マラニック”の企画運営などに尽力する一方、仁木町銀山で、自ら空き家を改修し、民泊を経営。

---

### ◎講 義◎

---

#### (1) 「民泊における防犯対策」

北海道警察本部生活安全部生活経済課 経済・環境第一係長 村瀬寛之

---

#### (2) 『消防法令上の取扱いと火災予防のアドバイス』


札幌市消防局予防部査察規制課 査察係長 森英毅

---

#### (3) 『住宅宿泊事業法の運用について』

北海道経済部観光局・札幌市経済観光局観光・MICE 推進課・北海道開発局事業振興部建設産業課  
主査 大森賢司                      調整担当係長 重永恭典                      住宅宿泊管理業係長 藤司和久

- ・ 宿泊者の衛生確保（5条）・ 宿泊者の安全の確保（6条）・ 外国語を用いた案内等（7条）
  - ・ 宿泊者名簿の備え付け（8条）・ 騒音防止等の注意事項説明（9条）・ 苦情等の処理（10条）
  - ・ 管理業務の委託（11条）・ 仲介業者への委託（12条）・ 標識の掲示（13条）
  - ・ 定期報告（14条） 管理業務の実施（36条）
- 

 参加申込書はこちらです。

